

# アメリカにおけるディスクロージャー改革が わが国に教えてくれること

百合野 正 博  
(同志社大学商学部教授)

## 1 はじめに

会計士と呼ばれる独立の職業専門家が主体となる監査システムの直接のルーツは産業革命時代のイギリスにまでさかのぼることができる。1844年に制定された会社法（登記法）において、それまでの特許主義にかわる準則主義の会社法を認める条件として、株式会社の設立に際して登記することと会計監査役の設定とが義務づけられたのである。これは、その約1世紀前の南海泡沫事件によってバブル崩壊の辛酸をなめたイギリス政府が、産業革命による株式会社形態に対するニーズの高まりのもと考え出した苦肉の策であった。

その南海泡沫事件がどのような出来事であったかについては、1990年に始まった東京株式市場の崩壊が回復することなく続き、それが「バブルの崩壊」だということがはっきりし始めたプロセスでさまざまなメディアを通して紹介されてきているので、ここではあらためて詳しく述べる必要はないであろう。その一般的な紹介の多くは、南海泡沫事件が、南海会社の株価上昇を契機に発生したロンドン株式市場の株価の暴騰（バブル）と暴落（バブル崩壊）の元凶であって、その後の長期にわたるイギリスの経済不況をもたらすとともにわれわれが今直面している「バブル」の語源ともなったという説明にとどまっていたのである。

たしかに、南海泡沫事件をそのように説明することは可能であろう。

しかしながら、われわれの専門領域との関係で言えば、南海泡沫事件の持つもう一つの側面を見逃すことはできない。それは、南海泡沫事件が歴史に名を残す経営者不正事件だったということである。経営者自身による自社株操作、政治家に対する贈賄、南海会社の株式を購入する資金を提供するための株主に対する融資、そしてそれを通じての信用の過大な創造による人為的な株価の上昇、および、その南海会社の株価の上昇が永久に続くのではないかと期待して新規参入する株主を当て込んで、上昇した株価から私的利益を得ることを目的にさらにそれを繰り返した、まさに絵に描いたような経営者不正事件だったのである。そして、南海会社のおこぼれに与ろうとして南海会社と同様に上昇した株価から私的利益を獲得することのみを目的に設立された数多くの泡沫会社がやがて次々に経営破綻をして、イギリスの株式市場は完全に崩壊したのである。

このような、専門経営者が他人の資本を運用することによって発生する恐れのある株式会社制度固有のリスクを補おうと工夫した揚げ句の産物が、「登記」と「会計監査役」だったのである。つまり、イギリスでは、企業経営者が不正を働き、それによって出資者が損害を被ったという実際の歴史上の大きな出来事が、時代は変わってもそれと同様の犯罪が繰り返されるかもしれないという仮定のもと、1844年の準則主義会社法（登記法）上の会計監査役の制度としてスタートしたのである。今風に言えば、登記はディスクロージャーであり、会計監査役は資本的利害関係者によるモニタリングにほかならない<sup>1</sup>。

したがって、経営者の不正によって直接的な損害を被る恐れのある株主の代表者が会計監査役に就任することがここで要請されたのは当然の成り行きであった<sup>2</sup>。

このイギリスで展開した監査が一般に「精密監査」と呼ばれていることは、監査論を学習した人なら誰でも知っている学習要点であろう。しかしながら、注意しておかなければならないことは、この精密監査がけっして歴史上の遺物ではないということである。すなわち、イギリスにおいては、監査手続は当初の「精査」から「試査」に変わったものの、今日に至るまで、精密監査の考え方に立脚した監査の延長線上で会計士監査は発展を遂げてきているのである。

一方、このようなイギリスにおける展開と平行して、1880年代には多数のイギリス人会計士が渡米してアメリカにおける会計士監査の基礎を築いた。

ところが、この当時のアメリカにおいては、発展途上の各州が企業誘致を目的に競って緩やかな会社法を制定していたために、イギリス流の会計監査役を設置して株主を保護するといった厳しい規定を会社法に取り入れる州は少なかった。そのため、アメリカの会計士監査は、イギリス人会計士が担当していたにもかかわらず、イギリスと同様の展開プロセスをたどることはなかったのである。

すなわち、アメリカの会計士は、大企業においては、まず経営者のための（内部）監査サービスの提供からスタートし、1900年前後の企業合同運動の時代にはM&Aに際して合併監査サービスの提供を行った。一方、中小会社においては、1910年代に銀行から必要資金を借り入れる際の信用判定情報の提供などを業務としてきたのである。この中小会社の信用目的の監査が「貸借対照表監査」と呼ばれていたことも監査論のテキストには必ず載っている学習要点であろう。

その後、1920年代ニューヨーク証券取引所のバブルとその崩壊を経て、連邦証券二法の制定、米国証券取引委員会（SEC）の設置などの周辺整備の進捗とともに、現在のわが国の会計士監査の直接のルーツがアメリカで成立することとなった。これが証券投資家保護を目的とするいわゆる「財務諸表監査」である。このシステムが戦後のわが国の証券市場を整備するために移植されたこと、および、このアメリカのシステムがグローバルなスタンダードとして発展を遂げてきたことについては周知のとおりである。

しかしながら、このアメリカのプロセスにおいては、見逃すことのできない一つの重要な特

徴がある。それは、これまであまり詳しくは論じられてこなかったけれども、アメリカにおいては、監査のスタート時点においてもその後の展開プロセスにおいても、イギリスにおける会計監査役監査のスタート時点とその後展開プロセスとは異なって、経営者不正については取り立てて監査目的とすることなく展開してきたということなのである。もっと正確に言えば、アメリカにおいては、経営者不正を監査目的とする必然性のない環境で会計士監査が展開してきたということなのである。

そのプロセスは、拙著『日本の会計士監査』において詳しく論じたように<sup>3</sup>、次のように簡単にまとめることができる。すなわち、

1. アメリカにおける会計士監査は従業員の不正をチェックする経営者目的の監査からスタートした、
2. やがて内部統制の発達にともない、従業員の不正をチェックする主体は会計士から内部統制に移った、
3. その内部統制の整備と運用を前提にして会計士監査が行われるようになった、
4. 内部統制が不正の摘発を行い会計士監査が財務諸表の適正性の吟味を行うこととされたが、ここで不正の問題は会計士監査の前面から消えた、
5. 会計士監査は不正の摘発を行わないのかという一般大衆の疑問に対しては、「期待ギャップ」という言葉で不正の摘発を行わないことを正当化しようとした、
6. 期待ギャップという言葉で説得できなくなると、「職業専門家としての懐疑心」をもって、すなわち経営者不正の存在を念頭において監査しなければならないことに合意した。

これが、およそ10年前までのアメリカにおけるおおまかな動きであった。

## 2 アメリカにおける2001-2002年経営者不正事例の推移

ところが、2001年から2002年にかけて、アメリカの会計および監査の両領域を揺るがしているさまざまな出来事（事件）は、上述したアメリカの会計士監査の展開プロセスで当然のこととされていた経営者不正に対するアメリカ会計士監査の考え方を根本的に覆すだけの大きな影響力を持っていた。

一連の企業不正事件の始まりは2001年11月29日のことだった。この日、アメリカの大手エネルギー会社ダイナジーが同業大手のエンロンとの買収合意（11月9日締結）を破棄すると発表した。この発表により、エンロンは簿外金融取引にともなって発生した巨額の簿外債務によって経営危機に直面していることを白日の下にさらしてしまうこととなったのである。そして、そのわずか3日後に、エンロンは倒産した<sup>4</sup>。

2001年始めにはフォーチュン誌によって全米第7位にランクされていたこのエンロンの倒

産はアメリカ史上最大規模（グループ全体の債務残高は11月中旬時点で約160億ドル、資産総額は633億ドル。1987年に破産したテキサコの資産総額は359億ドル）だったので、当然ニューヨーク証券取引所の株価は下落した。それにもかかわらず、わが国では、エンロンの経営破綻の影響は金融市場に対するいわば限定的なものにとどまると考えられていた。それは、これほどの規模の倒産を深刻に受け取らなくなるほどこの数年の間に大型倒産がありふれた出来事になってしまっていたからにほかならない。

実際、エンロンが発行した円建て債を組み入れている短期公社債投信に元本割れの懸念が出る一方で、同社が計画していた日本での発電所建設が白紙撤回されるとの見通しが強まったとの報道がなされた。実際に複数のMMFに解約の注文が殺到したが、そのことによって大規模金融機関が経営破綻に追い込まれるわけでもなければ、自治体や電力会社の屋台骨を揺るがすわけでもなかった。<sup>5</sup> 規模の大きさを別にすれば、通常の企業破綻とさして変わるところはなかったのである。

しかしながら、ニューヨーク証券取引所の上場維持基準の一つである最低株価1ドルを下回っていたエンロン株や同社関連の有価証券が2002年1月15日に売買停止されて以降、「エンロン破綻」はやがて「エンロン疑惑」へと様相を大きく変貌させ始めることとなった。<sup>6</sup>

そして、同様の疑惑が次から次へと明るみに出たのである。6月28日には米ゼロックスが、1997-2001年の5年間に収入の前倒し計上等で総額64億ドルの売上高を増加していたと発表した。また、米医薬品大手メルクでは、薬剤給付管理部門のメドコで計上してきた売上高の一部（1999年からの3年間で計124億ドル）が複数の同業他社では売上高とみなされていないことが7月7日に明らかになった。さらに、7月28日には米通信大手クエスト・コミュニケーションズが1999年から2001年にかけて実施した会計処理が不適切だったことを認め、決算の中身を修正すると発表したのである。

そして、このような上場会社の決算数値を巡る一連の動きに決定的な追い討ちをかけたのが、米国第二位の長距離通信会社ワールドコム<sup>7</sup>の粉飾決算と経営破綻であった。ワールドコムの経営破綻は、先のエンロンの規模をさらに上回り、資産規模は1038億ドルであった。

ここにいたって、これらの一連の事件には「会計スキャンダル」あるいは「不正会計問題」という名前が与えられるところとなった。他の大企業もこれらと同様の粉飾決算をしているのではないかという疑惑がアメリカで急激に広がったのである。

### 3 ホワイトハウスの対応

このような流れに対するホワイトハウスの対応は迅速であった。<sup>8</sup>

その記録と現在の動きについては、ホワイトハウスのホームページ内、「企業の責任(Corporate Responsibility)」というポータルページ<sup>9</sup>で情報を入手することができるが、そのアーカイ

ブによれば、ブッシュ大統領は、まず 2002 年 1 月 10 日に「年金に関する規制と株式会社のディスクロージャーに関する規則の再調査」と題する記者会見を行った。<sup>10</sup>

その中で、ブッシュ大統領は、企業破産のあおりを受けて年金を失う労働者が多数生まれている実態を憂慮し、その対応についての検討に入ったことを説明したが、その直接の契機となったのがエンロン事件であること、アメリカやアメリカ以外の株主が保護されていることを確信するためにディスクロージャーのルールの再調査が必要であること、および、その破産の経緯について詳細に調査する用意があることに触れて、最後に、その破産が経済と市民生活におよぼす悪影響について深い関心を寄せていると締めくくった。

それに対する質問は、エンロンの経営者とブッシュ大統領とのとくに資金面での人的つながりに関するものがいくつか続いたあとは、話題はアフガニスタンを中心とする中東問題に移り、わずか 8 分で会見は終了したのである。全体としてそれほど緊張感の高くない記者会見との印象を受ける。

つづいて、3 月 7 日には、ワシントンのヒルトンホテルで開催されたマルコム・ボールドリッジ記念賞の授賞式でのスピーチの中で、ブッシュ大統領は株式会社の責任を改革することについて触れたのである。<sup>11</sup> そのスピーチは、1981 年から 1987 年にかけてレーガン政権の商務長官だったボールドリッジ氏の名前をいただいた記念賞に関する話題で始まったものの、やがて、この賞が個人ではなく組織に与えられることについて触れてからは、

- 組織というものは、いい考え、いい生産物、いいサービスを提供する必要があるが、そのためには、戦略的プランを立てることよりも、公共の利益に対する責任を自覚した誠実な人を必要としていること、
- 自由市場経済は責任を持って行動する人たちに委ねられているが、経営者は、市場や自己の欲求に応えるだけでなく、良心の求めにも応えなければならないこと、
- 企業は社会に対して誠実でなければならないし、環境を大切にしなければならないこと、
- アメリカのビジネスの大半はそれを自覚しているし、善悪の区別もつけていること、
- とくに公開会社については、法律が、会計事務所の監査を受けたうえでのディスクロージャーの基準を定めていること、
- 基準を守らないことによる弊害を目の当たりにしているが、(それに対しては法的措置が講じられるとして)今はっきりしていることは、株主と投資家に適切な情報を提供するために、アメリカの株式会社の会計実務とディスクロージャーの基準と法的規制を改善しなければならないこと、
- たった一つの企業破綻<sup>12</sup>がこのように注目を集めるのは、8000 万人にもものぼるアメリカ国民が株式投資を行っており、過去 20 年間に豊かになったのはこの株式所有によってアメリカ経済の成長の分け前を手にすることができたからだという事、
- 企業経営者は投資家に適切な情報を提供しなければならず、公開会社の真の所有者である株

主の利益に注意を払わなければならないこと、

- 会社法は州法であるが、連邦政府にも責任があるので、SEC に対して現行法をより明瞭にすることと罰則をより厳しくすることを命じたが、これによって期待できる改革が投資家の信頼を回復し、アメリカ経済の繁栄と成長が促進されること、
- われわれの行動の目的が、第一に、利害衝突、疑心暗鬼、不信行為を取り除くためのルール制定であること、
- 改革は企業トップが説明責任をはたすことから始めなければならないこと、
- 現在は財務諸表に名目だけの意味しかない CEO の署名は、将来、経営者の個人保証を意味するようになること、
- 報告利益を基礎にして経営者のボーナスが支払われている場合、その利益が虚偽だと判明した際には、そのボーナスは会社に返金されなければならないこと（拍手）、
- 企業経営者は秘密裏に自社株の売買をしてはならず、売買した場合には2日以内に公表しなければならないこと（拍手）、SEC は職権を濫用した経営者を公開会社の経営者の地位から永久に追放する権限を有するべきであること（拍手）、
- アメリカには最高レベルのディスクロージャーシステムがあるが、投資家の権利を守る方策をさらに推進しなければならないこと、
- 資本主義の原点に立ち返って、投資家がリスクの内容を知ったうえでリスクを負担することができるように、経営者には弱点を巧妙に隠すのではなくて適切な情報を誠実に提供する義務があること、
- 情報をさらに信頼できるものとするために、アメリカでもっとも尊敬を集めている専門職の一つである会計士には、経営者を厳しくチェックする基準を開発し強化することを確実にすること、
- 会計士は最高レベルの倫理規定を遵守するための独立した規制機関を保有すべきであるし、SEC は会計原則を監視するためにもっと効果的で広範な権限を行使するとともに、外部監査を担当しているクライアントに対して内部監査を提供できないようにするなど、毅然たる行動をとるべきであること（拍手）、
- 監査人は最低レベルのルールを守ればいいのではなく、業界最高レベルの実務と比較して監査委員会に意見を具申すること、

という具合に、株式会社の経営者の責任、監査を担当する会計専門職の責任、そして政府の責任について述べることに演説の大半の時間を割いたのである。

最後には、テロに対する戦争の遂行が悪に対する戦いであることを強調した後にも再度、聴衆に対して「諸君が会社を経営する立場についた際には、株主に奉仕する責任を負うとともに、従業員に正直であるべき責任を負う。法律に従う責任と真実を報告する責任を負う」と述べて、ここでも再び拍手を受けたのである。

表1 大統領の10ポイントプラン

- 
1. 投資家は、会社の財務上の業績、現状、リスクを判断するのに必要な情報を4半期ごとに入手できなければならない。
  2. 投資家は、重要な情報を迅速に入手できなければならない。
  3. CEOは、自社の財務諸表などの開示情報の正確性、適時性、公正性を個人的に保証しなければならない。
  4. CEOその他の役員が、誤りを含んだ財務諸表から利益を得ることを許すことはできない。
  5. CEOその他の役員が明らかに権限を濫用した場合には、会社幹部の地位に就く権利を剝奪しなければならない。
  6. 会社幹部は、個人的な利益のために自社株の売買を行った場合には、必ずその旨を迅速に公開しなければならない。
  7. 外部監査人の独立性と誠実性について、投資家の信頼性を完璧に確保しなければならない。
  8. 独立の規制機関を通して、職業会計士が最高水準の倫理基準にしたがっていることを保証しなければならない。
  9. 会計基準の設定主体は、投資家のニーズに応えなければならない。
  10. 会社の会計システムは、最低限の基準に反しないということに満足するのではなく、もっとも望ましい実務と比較しなければならない。
- 

そして、企業不正行為を取り締まるために10項目にまとめた具体的政策の骨子を公表した。<sup>13</sup> (表1参照)

「大統領の10ポイントプランの詳細」<sup>14</sup>と題するポータルページを読むと、この10ポイントプランには「企業経営者の義務」と題する前文が付けられている。この前文を読むと証券市場に対するアメリカ人の考え方がよく理解できるので、少し長くなるが引用しておこう。

それには、

「一国の強さはその国の国民の価値観に左右される。正直、勤勉、思いやりは物質的にも精神的にも豊かな社会を作るために必要な要素である。わが国では自由が高く評価されるので、国民一人ひとりの責任に大きく依存している。企業、慈善団体、公益事業を問わず、アメリカの指導者たるものは能力と誠実さの両面においてアメリカが提供しなければならない最善のものをもたらす必要がある。

とくに公開会社は気骨のある指導者を必要としている。公開会社はアメリカの経済システムで欠くことのできない一部分だと言えるが、それは日々の経営には参画しなくてもアメリカ経済を支えている会社の一部を所有することをアメリカの一般国民に認めるからである。多様性があって安全なポートフォリオを組むことを通して一介の労働者でも何百もの会社の一部を所有することが可能となる。ボイシに住んでいる教員は、現場を訪れることなくダラスの病院の一部を所有することができるし、マイアミの製造業の一部を所有することも、サンフランシスコのソフトウェア会社の一部を所有することも可能なのである。アメリカはいつでも健全な長期投資の対象であり、すべてのアメリカ人にはアメリカの成功の分け前にあずかる可能性がある。

しかしながら、この広範な所有権は、公開会社の役員や取締役特別の責任を課すこととなる。誠実に全力を尽くして自分の責務を果たすだけでなく、会社の本当の所有者である株主に

対して事実を適切に情報公開しなければならないのである。正確でタイムリーな情報がなければ、投資家は情報に基づく投資意思決定を行うことができない。したがって、大統領は、果てしなく続く訴訟を招来することなく、会社のディスクロージャーを改善しなければならず、会社の役員にもっと説明責任を自覚させなければならず、より強固で独立性の高い監査システムを構築しなければならないと信じているのである。

表2 「大統領の包括的会社改革アジェンダ」

---



---

大統領による積極的な会社改革アジェンダ

- 不正行為の摘発とその処罰
- 会社役員の説明責任の強化
- 個人投資家と年金保有者の保護
- 企業会計の透明性の向上
- より強固で独立性の高い外部監査システムの構築
- 投資家に対するより質の高い情報の提供

不正行為の摘発と処罰、および、会社役員の説明責任の強化

- 郵便・通信による詐欺に対する禁固刑の最高刑期を現行の2倍の10年とする。会社幹部の不正行為については、その刑期を重くする。
- 詐欺などの犯罪行為の捜査・訴追に関する司法省の監視・調整機能を強化するために、会社不正摘発特別機動隊（タスクフォース）を新設する。
- 会社が捜査を受けている間は、会社幹部に対する不適切な金銭の支払を凍結する権限をSECに付与する。
- 会社役員が会社から融資を受けることを禁止する。
- CEO その他の役員が誤りのある財務諸表から利益を得ることを禁止する。
- CEO その他の役員が明らかに権限を濫用した場合には、会社幹部の地位に就く権利を剥奪する。
- 会社幹部が個人的な利益のために自社株の売買を行った場合には、必ずその旨を迅速に公開させる。
- 文書破棄その他の司法妨害を刑事罰とする法律を強化する。
- アメリカのCEOに対して、SECルールに完全に従うとともに、自分の報酬の取り決めが会社の最善の利益に適合している理由をはっきりと明瞭な英語で説明することを要求する。
- SECがもっと多くの監査人を雇用するとともに訴追活動の改善ができるように、2003年度に1億ドルの追加予算を請求することにより、SECを強化する。

企業会計の透明性の向上

- 独立の規制機関を通して、職業会計士が最高水準の倫理基準にしたがっていることを保証しなければならない。
- CEOは、自社の財務諸表などの開示情報の正確性、適時性、公正性を個人的に保証しなければならない。
- 会社の会計システムは、最低限の基準に反しないということに満足するのではなく、もっとも望ましい実務と比較しなければならない。

個人投資家と年金保有者の保護、および、投資家に対する情報提供の改善

- 財務諸表・アニュアルレポートその他の重要な開示書類は、簡潔に分かりやすく作成しなければならない。
  - 投資家は、重要な情報を迅速に入手できなければならない。
  - 投資家は、会社の財務上の業績、現状、リスクを判断するのに必要な情報を4半期ごとに入手できなければならない。
  - 外部監査人の独立性と誠実性について、投資家の信頼性を完璧に確保しなければならない。
  - 会計基準の設定主体は、投資家のニーズに応えなければならない。
  - 従業員は、401kプランを通して取得した株式を3年間保有した後はその売却および他の投資商品への分散投資を行えるよう保証されなければならない。
  - 従業員は、401kプランの投資および分散投資に関して健全な助言が受けられるよう保証されなければならない。
-



これらの目標の大半は SEC が現在有している権限の範囲内で達成することも可能であろう。SEC がさらに必要だと決定するならばその追加的な法律上の権限を議会と共同して立案する用意がある。もしもこれらの提案が実行されたならば、そして公開会社の経営者が最高レベルの経営姿勢を貫いたならば、アメリカの株式会社はわれわれのもっとも重要な価値観を反映することになるであろう。」と述べて、今の時点において 10 ポイントプランを発表することの意味が理解できるように明瞭に説明を加えているのである。

ところが、このようにはっきりとした目的意識をもって歩み始めたアメリカにおける動きであったが、「実際のところ、2002 年 6 月ごろには議論が若干停滞気味になっていた。そのような中で発覚したのがワールドコム社の粉飾決算であった。これにより、企業統治派は息を吹き返し、エンロン事件は特殊ケースだとしてきた改革慎重派はその立場を再考せざるを得なくなった<sup>15</sup>」のである。

7 月 9 日には「大統領の包括的会社改革アジェンダ<sup>16</sup>」が公表され（表 2 参照）、さらに、7 月 30 日には「企業改革法（サーベンス・オクスリー法）」が一気に成立したのである。

このような一連の激しい動きは、企業不正を防止し企業のコーポレートガバナンスを実効あるものとするためにはどうすればよいかを、大統領も議会も、ともに真剣に検討した努力を物語っている。企業幹部に対しては万一法を犯した場合の罰則を強化し、投資家に対してはその利益を保護するために不正利益の返還を盛り込み、会計士に対しては監査に対する信頼性を高めるために監査業務と非監査業務を分離することを、ついに実現してしまったのである。

まさに、企業と投資家と会計士監査の間の利害対立構造に焦点を当てて、そこにおける重要な問題点を抽出したものとなっている。これらは、企業不正や企業のコーポレートガバナンス、あるいは会計士の監査業務と非監査業務の分離など、一昔前であればまさしく会計士監査の存立基盤をゆるがしかねない重要な問題点ばかりでありながら、先にも述べたように、現実には、アメリカにおいて長年にわたって真正面から主要論点として取り組まないで済まされてきた問題点ばかりなのである。

したがって、ここに至って、アメリカもようやく本音の議論のスタートラインについたということができよう。

#### 4 日本監査史上の対応事例との比較

一方、わが国において監査が創設された当初の動向、議論を跡付けると、これまで述べてきた現在のアメリカにおける動向を巡る議論とさまざまな点で符合する工夫、努力、議論および（その徒労に終わった）結末を見ることができるのである。（ここで「監査」が創設された当初といっている「監査」は、第二次世界大戦後に作られたアメリカ流の公認会計士監査を指すのではなく、明治時代の末から大正時代にかけて制度化の動きのあった日本固有の監査を指して

いる。)

ここでは、それらを、

- 1) 自発的に監査制度を設けた事例
- 2) 外圧によって監査制度の改善を模索した事例
- 3) 自発的にコーポレートガバナンスを強化しようとした事例
- 4) 自発的に監査制度の抜本的改善を模索した事例

の四つの形態に分類して、それぞれの特徴(および特長)を抽出してみよう。

#### 1) 自発的に監査制度を設けた事例

背景 明治維新に伴う法整備

時代 1890(明治23)年

事例 旧「商法」の制定

内容 監査役という機関を設けた

- 特徴
- 監査役の権限が強大
  - 監査役は取締役の業務(不正)をチェック
  - 監査役の独立性を重視
  - 監査役に専門性が欠如

成行き

- 1893(明治26)年の一部施行と1899(明治32)年の新商法の制定過程で、もともと備わっていなかった専門性以外の「良き」特徴が大きく後退
- その後、何度改正を重ねても、最初の規定ほどの厳しさは復活していない
- 監査役の専門性の欠如については、職業会計士でない監査役にはなれないイギリスと異なり、一貫して見直しは行われなかった

理由

- 私企業の規定に関して法律は不介入
- 取締役とのなれ合いを防ぐ
- 監査役の業務は列挙すると洩れる恐れがある、など監査役の規定を骨抜きにするためのいくつかの理由<sup>17</sup>

#### 2) 外圧によって監査制度の改善を模索した事例

背景 日糖事件により、株主であった駐日英国大使が損害を被った

時代 1909(明治42)年

事例 『公許会計士制度調査書』の公表

内容 職業専門家としての会計士制度を調査、公表

- 特長
- 公許会計士に必要とされる独立性と専門性を認識
  - 職業専門家である公許会計士の公共(public)的性格を認識

- 公許会計士の業務中，監査の優位性を認識
- 株式会社以外の多岐にわたる監査対象を認識

(財団，国庫助成を受けている事業，社債の募集，資金の借入れ)

- 委託受託関係におけるアカウントビリティを認識
- 会計士監査のシグナリング効果を認識
- 会計士監査のコーポレートガバナンス効果を認識
- 会計士監査の外資導入効果を認識
- 会計士監査以外のモニタリング手段（信託）も認識

成行き • 具体化するための議論は特段なかった

- 会計監査士法案の審議プロセスで若干引用される

理由 調査は行ったものの，もともと農商務省商務局に公許会計士の制度を具体化する意図<sup>18</sup>はなかった

### 3) 自発的にコーポレートガバナンスを強化しようとした事例 その1

背景 日露戦争後の経営破綻や乱脈経営の続出

時代 1910(明治43)年

事例 「商事会社に関する法律案」の提案

内容 公益上必要とされる会社役員・重役の不正の取締り

- 特長
- 取締役の兼業を制限
  - 常務取締役の兼業禁止
  - 形式的であっても会社の重要な業務に参加したものは取締役と連帯責任を負う
  - 取締役や使用人である株主は監査役の選挙権を持たない
  - 地方裁判所長の帳簿・財産検査権限
  - 株主総会招集時の裁判所届出制
  - 贈収賄の禁止，その違反に対する重い罰則規定

成行き 審議未了

理由 商法の自由設立主義に反するという反対理由が，会社役員・重役の不正を監督し取り締まることが公益上必要であるという要請を打ち負かした<sup>19</sup>

### 4) 自発的にコーポレートガバナンスを強化しようとした事例 その2

背景 日露戦争後の経営破綻や乱脈経営の続出

時代 1911(明治44)年

事例 「商法」改正

内容 取締役，監査役の機能強化

- 特長
- 取締役，監査役を株主中から選任する規定の廃止
  - 取締役に専門経営者を充てることを想定
  - 監査役に職業専門家を充てることを想定

成行き 当該改正文言原案を否決

理由 商法の立法趣旨に反するという理由が，企業破綻の原因として指摘できる企業の財産状態の不明瞭さをチェックするには会計・監査の専門家でなければ不可能であるという主張に打ち勝った<sup>20</sup>

#### 5) 自発的に監査制度の抜本的改善を模索した事例

背景 日露戦争後の経営破綻や乱脈経営の続出

時代 1914(大正3)年から1925(大正14)年にかけて

事例 「会計(監査)土法案」の提出

内容 無機能化が著しい監査役に替わって，企業などの会計監査を行う  
(先進各国で見られる)会計専門職の創設

- 特長
- 会計(監査)士の独立性と専門性を認識
  - 会計(監査)士の公共的性格を認識
- (株主保護よりも，一般公衆保護)
- 会計(監査)士の業務中，監査の優位性を認識
  - 経営者不正が社会におよぼす悪影響の大きさと，それをチェックすることの重要性を指摘
  - 監査対象が銀行や株式会社以外の多岐にわたっている  
(慈善団体や宗教団体などの民間の非営利組織)
  - 株式会社という欧米の制度を採用しておきながら監査については欧米の制度を採用していないという重要な問題点を指摘
  - 株式会社における公開主義の重要性を指摘
  - 間接金融に対する直接金融の優位性を指摘
  - 委託受託関係におけるアカウントビリティを認識
  - 会計(監査)士監査のシグナリング効果を認識
  - 巨大株式会社が国民経済におよぼす影響の大きさを認識
  - 巨大株式会社を国民が監視することの重要性を認識
  - パブリックセクターが担当していた監査(銀行に対する大蔵省銀行局の監督)の無機能化の指摘

成行き

- 当初は審議未了
- やがて衆議院は通過するものの，貴族院で審議未了

- 途中から、会計監査士ではなく会計士という名称に変わる
- 後になると、強制監査から任意監査に後退  
(ただし、世間一般に会計士監査がシグナリング効果を持つようになると自発的に監査が行われるようになるので、強制であろうと任意であろうとまったく相違がないことも認識されていた)
- 後になると、会計士の職務の中から「監査」が消える
- 最後には監督官庁の議論にまで入り、法律が成立することを予感させる
- 1927(昭和2)年、計理士法が制定<sup>21</sup>

- 理 由
- 商法の監査役の規定に抵触する恐れがある
  - 会計(監査)士にふさわしい人を得るのが困難
  - 利害対立の生ずる恐れがある
  - すでに開業している会計専門職の姿勢が消極的<sup>22</sup>

これらの事例を見ると、われわれがつつい目をやってしまう戦後創設されたわが国の会計士監査システムよりもずっと、企業社会と監査の関係における重要な諸問題点を浮かび上がらせていることがわかる。

それらを要約すると、

経営者の不正をチェックする機関の重要性が認識されていた(「旧商法」)

アカウントビリティの重要性と監査の重要性に加えて、会計士監査の特長(パブリックにサービスを提供する、シグナリング効果を持っている、モニタリングの手段となる)が認識されていた(『公許会計士制度調査書』「会計(監査)士法案」)

コーポレートガバナンスの重要性が認識されていた(「商事会社に関する法律案」「商法改正案」)

巨大株式会社が国民経済におよぼす影響の大きさ、そこから発生する巨大株式会社の公開主義の徹底とそれを国民が監視することの重要性に加えて、間接金融に対する直接金融の優位性、会計士の特長が認識されていた(「会計(監査)士法案」)

となるであろう。

つまり、今日でも依然として重要性を失っていないこれらの主要な論点が今から1世紀も前の日本において議論されていたという事実を知ることができるのである。

しかしながら、前節で述べた今日のアメリカにおける対応とは対照的に、立法の責任を負っていたわが国の政府は一貫してこれらの制度化に対して消極的な態度を貫きとおしたのである。そして、20年近くの長い議論の末にようやく生まれた「計理士」というわが国最初の公認の職業会計士は、戦後になって証券取引法監査のスタートに当たり、その制度を担う会計専門職としてそのままの形で採用できなかったレベルの職業専門家に過ぎなかったのである。

先のブッシュ大統領の演説や具体的な改革に向けての提案に含まれている精神と何とかかけ離れていることであろうか。

## 5 むすびにかえて

昨今のアメリカの会計・監査システムを巡る大混乱とその後の改革への積極的な動きは、われわれの会計・監査システムがつい最近まで（そしてその一部は現在も）グローバル・スタンダードに調和する努力を強いられてきたのと同様に、やがて日本の会計・監査システムの見直しを要求するであろうか。そして、その際、わが国は、これまでがずっとそうであったように、今回もアメリカにおける動きを見習い、忠実に後追いするであろうか。

この問いに対して、本稿での考察はわれわれに二つの可能性を示唆している。

そのひとつは、戦後のわが国の会計士監査制度は、これまで一貫してアメリカを見習い、アメリカの動きを後追いしてきた。したがって、今回もまたアメリカを後追いするだろうという可能性である。

もう一つは、今回に限っては、必ずしも後追いないのではないかという可能性である。

前者の根拠は次のとおりである。

すなわち、明治時代の末にわが国で「公許会計士」の調査が必要とされたコンテクストや、大正時代を通して「会計（監査）士」が必要であると国会で議論された背景には、多数の企業不正や経営破綻の存在があった。この多数の企業不正や経営破綻があったという状況は、バブル崩壊後のわが国において上場会社が次々と経営破綻するとともに、それにともなって粉飾決算や企業不正が数多く露呈してきている状況を髣髴させるし、エンロン・ワールドコム事件に象徴される現今のアメリカの状況をも髣髴させる。つまり、昨今のアメリカと失われた12年間の日本とそしておよそ一世紀前のわが国の経済的なあるいは企業社会のコンテクストは大変似通っているのである。

それに加えて、明治維新の国際化のプロセスの中で熟考された最初の商法の中に経営者不正に対するチェック機関として厳密な監査役の規定が盛り込まれていたという事実や、明治の末に至って巨大株式会社のコーポレートガバナンスの徹底のための新たな法案の提出が行われたという事実は、現在のアメリカにおける経営者不正を巡る議論とそれに対する新提案と本質的には同じであると考えられるのである。

さらに、明治・大正時代に議論された会計士には独立性・専門性に加えて公共性が認識されていたこと、および、そのような会計士監査がシグナリング効果を持つとともにモニタリングの手段ともなることが、そういった専門用語は用いられなかったものの、実体そのものについてははっきりと認識されていたが、これらの会計士監査の機能についての考え方は今日においても十分以上に通用すると考えられるのである。

これらを踏まえると、わが国においても長い議論の素地がある分だけ、今回はアメリカの動きを後追いすることが容易であると考えられるのである。

他方、後者の根拠は次のとおりである。

上で述べたように、確かに、歴史は、明治時代から大正時代にかけて、監査とコーポレートガバナンスに関して本質をついた議論が行われたうえで、具体的な法案の提出まで行われたという事実を教えてくれる。しかしながら、歴史は、同時にもう一つの事実も教えてくれるのである。それは、現実には、わが国においてその議論が結果的に実をむすばなかったということである。

つまり、今回ばかりは後追いしないのではないかなと言わざるをえない悲観的な歴史的根拠が存在しているのである。

さて、どちらの可能性の方が高いであろうか。

私は、わが国のこれまでの議論に欠けていた部分はブッシュ大統領の演説に含まれている「8000万にものぼるアメリカ国民が株式投資を行っており、過去20年間に豊かになったのはこの株式所有によってアメリカ経済の成長の分け前を手にすることができたからだ」という株式投資と国民との関係についての考え方ではないかと考えている。<sup>23</sup>

昨今のアメリカの会計・監査システムを巡る大混乱は、今われわれの足もとを見直して、長らくわれわれの社会で必要とされてきたシステムを構築する絶好の機会を提供してくれていると思われるが、それが実を結ぶかどうかは、われわれの社会においてもホワイトハウスが積極的に示しているような証券市場と国民との関係が認識されるかどうかにかかっていると考えられるのである。

#### 注

- 1 独立の職業専門家である公認会計士によって行われる監査が第三者監査であるとしたら、この場合の監査は第三者監査と呼ぶことができるであろう。
- 2 しかし、この会計監査役の仕事はすぐにその欠陥を露呈することとなる。すなわち、たとえ経営者との間で利害対立の生ずる可能性が一番高い株主の代表者が会計監査役に就任したとしても、その「独立性」を確保しただけでは監査の実をあげることができないという厳然たる事実と直面したのである。そのために、その当時イギリス社会で認知されつつあった職業専門家である会計士が、当初は会計監査役の補助者の地位から、やがては会計監査役そのものに専任される道を開かれ、ついには会計監査役の地位に就くのは会計士でなければならないと広く考えられるようになったのである。
- 3 拙著『日本の会計士監査』森山書店、1999年、第1章～第4章。
- 4 法律家の立場からエンロン事件とそれを受けて議論されるようになったコーポレートガバナンスおよびディスクロージャーについて詳細にサーベイした論文としては、中田直茂「エンロン破綻と企業統治・ディスクロージャーをめぐる議論[上][下]」『商事法務』1629・1630号、2002年、がある。また、その後のワールドコム事件とそれを受けて迅速な反応を示したブッシュ政権の動きについて詳細にサーベイした論文として、河村賢治「米国における企業統治改革の最新動向」『商事法務』1636号、2002年、がある。
- 5 2001年末までのエンロン関連の日本経済新聞の見出しの主なものを拾うと、次のように列挙できる。

- 11月30日 投資家，投信 4 社で解約 1 兆円超す
  - 12月 2 日 米エンロンが破産法申請，過去最大の会社倒産
  - 12月 3 日 三菱東京 FG，エンロン向け債権 353 億円回収不能のおそれ
  - 12月 4 日 元本割れ MMF，個人投資家にも解約広がる
  - 12月 4 日 大手銀，エンロンとの取引残高 1000 億円規模に
  - 12月11日 エンロン，欧州で資産売却始まる・まずエネルギー取引部門
  - 12月12日 エンロン，破綻の原因情報隠す・監査法人が証言
  - 12月16日 日興アセット，木村社長が引責辞任・MMF 元本割れで
  - 12月19日 エンロン日本法人 4 社に破産宣告
- 6 その後のエンロン疑惑関連の日本経済新聞の見出しの主なものを拾うと，次のように列挙できる。
- 1月15日 NY 証券取引所，エンロン株の売買停止・上場廃止へ
  - 1月17日 米エンロン，アンダーセンを外部監査人から解任
  - 1月18日 エンロン会長，破綻 2 カ月前に自社株買い推奨・社員に
  - 1月22日 「捜査開始後も書類破棄続く」エンロン元幹部が証言
  - 1月24日 エンロン監査書類廃棄で会計事務所幹部の責任追及
  - 1月31日 エンロン問題，法廷で全面対決
  - 2月 2 日 エンロンが内部調査，「10 億ドルの利益水増し」
  - 2月 3 日 利益 1300 億円水増し・前会長，4 日に公聴会証言
  - 2月 4 日 エンロン粉飾決算は組織ぐるみ・社外取締役協議証言
  - 2月 5 日 エンロン，負債 7 億ドル隠蔽
  - 2月10日 エンロン，破産申請直前に幹部らに臨時賞与・CNN 報道
  - 2月12日 前会長が証言拒否・米議会公聴会に初出席
  - 2月16日 エンロン前会長，昨年に 1 億ドル相当の自社株を売却
  - 2月22日 NY 連銀，エンロン問題で JP モルガン・チェースを調査
  - 2月26日 エンロン疑惑，証言が真っ向対立・公聴会で元 CEO と副社長
  - 3月 1 日 米大統領，エネルギー政策とエンロンの関連を改めて否定
  - 5月15日 エンロン疑惑で特別検察官指名を・米上院公聴会
- 7 ワールドコム関連の日本経済新聞の見出しの主なものを拾うと，次のように列挙できる。
- 5月 1 日 ワールドコム，CEO が辞任・会計疑惑で SEC 調査
  - 6月25日 米ワールドコム，38 億ドルの粉飾決算
  - 6月26日 米 SEC，ワールドコムを提訴・長期債の格下げ相次ぐ
  - 6月28日 ワールドコム余震・通信株，世界株安を主導
  - 7月 1 日 米ワールドコム，1999 年までさかのぼり粉飾調査
  - 7月 8 日 ワールドコム CEO 「破産法適用も選択肢」
  - 7月 8 日 米下院公聴会，ワールドコム前 CEO・CFO 証言拒否
  - 7月11日 米ワールドコム粉飾事件，ウォール街に飛び火か
  - 7月21日 ワールドコムが破産申請・過去最大の米企業破綻
  - 7月22日 米司法省，ワールドコム破綻で「独立調査官」設置を要請
- 8 ブッシュ大統領の反応の早さは，サミュエルソン教授の「ブッシュはエンロンやワールドコムが行ったことと全く同じことを小規模に行うことによって蓄財した」との指摘（The Daily Yomiuri, Aug 5, 2002）に通ずるものがあつたのか。
- 9 <http://www.whitehouse.gov/infocus/corporateresponsibility/>
- 10 <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/01/20020110-1.html>
- 11 <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/03/20020307-3.html>
- 12 この時点ではまだワールドコム事件は起こっていなかった。「たった一つの企業破綻」というのは，エンロン事件のことである。
- 13 <http://www.whitehouse.gov/infocus/corporateresponsibility/index 2.html>
- 14 <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/03/20020307.html>
- 15 河村賢治「米国における企業統治改革の最新動向」『商事法務』1636号，2002年，53ページ。
- 16 The President's Comprehensive Corporate Reform Agenda



( <http://www.whitehouse.gov/infocus/corporateresponsibility/agenda.html> )

- 17 詳しくは、前掲拙著，126-130 ページ。
- 18 詳しくは、同書，第 5 章。
- 19 詳しくは、同書，163-165 ページ。
- 20 詳しくは、同書，165-167 ページ。
- 21 詳しくは、原征士著『わが国職業的監査人制度発達史』白桃書房，1989 年，第 4 章。また，この計理士法の改正運動のプロセスについては同書の第 6 章を参照のこと。
- 22 詳しくは、前掲拙著，第 6 章。
- 23 同書，208 ページ。